

江崎 貴大 議員

無会派



問 災害時受援体制の整備を

答 国や県の支援を受けて整備

問 被災地への職員派遣を本市の災害対策にどう生かすか。

答 **〔総務部長〕** 住家等の被害認定調査の訓練を県の協力で実施する。

問 被災時の受援体制は。総務省から派遣される「総括支援チーム」と連携し、国や県、関係機関に支援を要請する。

答 日頃からの訓練は。次年度以降「災害時におけるボランティア受入れ活動訓練」を実施。

問 非常食の備蓄状況は。約5万6千食を備蓄。

答 飲料水の備蓄状況は。学区・地区コミュニティごとの「飲料水兼用耐震性貯水槽」6基で、24万ℓの飲料水を確保。

問 各避難所へ飲料水の備蓄を。考えはない。

答 地利を生かした地下水の活用を考えは。

問 県の承認を受ければ使用可能。保育所での防災訓練の評価は。

答 **〔健康福祉部長〕** 保育士、児童や保護者にとって、防災意識を高めるために非常に有意義。

問 大藤・栄南・十四山東部・十四山西部小学校で行っている防災教育事業を広げていく考えは。

答 **〔教育部長〕** 4校合同での防災教育を維持しつつ、他校にも広げていく。

問 市長総括を。市長はより内容の深い防災教育を行い、大規模災害に備える。

答 **〔市長〕** 今後はより内容の深い防災教育を行い、大規模災害に備える。



▲大藤・栄南小の防災教育

問 所有者不明土地への対応は

答 戸籍等の調査と専門家の協力

問 草木の繁茂に関する市民からの相談への対応は。

答 **〔建設部長〕** 土地の種類により、担当が対応。

問 その対応による効果は。一定の効果があった。

問 所有者不明土地の調査は。土地の登記簿謄本を取得し、相続や転居が考えられる場合、戸籍等を取り寄せて特定する。

問 所有者不明土地や相続放棄地などの管理は誰がどのように行っているのか。

答 草刈り等は、地域等が行っているのが現状。相続放棄地は相続財産管理制度を活用。

問 それらの土地の売買や賃借の相談はどのように受けるのか。

答 弁護士や司法書士など専門家へ案内。

問 管理ができていない所有者不明土地や相続放棄地などへの対応は。

答 一人でも相続人を見つけて出し、適正な管理を求める。相続放棄地は弁護士に相談し個別対応する。

問 所有者が特定できない空き家、**※特定空き家**への対応は。

答 課税情報や戸籍等を調査。愛知県宅建協会に相談しながら更なる調査をする。

※特定空き家
近隣に悪影響を及ぼし早急な処理が必要な空き家。

